

<h1>静岡市報</h1>	No. 144
	静岡市葵区追手町5番1号
	発行所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発行日 毎月1日・随時

目 次

**条 例**

- 静岡市特別職の職員の給与の特例に関する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 静岡市篤志奨学基金条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 静岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 静岡市職員退職年金等支給条例及び退職年金及び遺族年金の額の改定に関する条例を廃止する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

**規 則**

- 静岡市世界遺産三保松原保全活用条例施行規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 静岡市職員退職年金等支給条例施行規則を廃止する規則・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 静岡市自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・ 7

**人事委員会規則**

- 静岡市職員の任用に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 静岡市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・ 10
- 静岡市職員の初任給、昇格及び昇給に関する規則及び静岡市教育職員の初任給、昇格及び昇給に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 静岡市人事委員会事務局事務専決規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・ 17
- 静岡市人事委員会公印規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

**教育委員会規則**

- 静岡市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・ 18
- 静岡市教育委員会教育長事務専決規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・ 20
- 静岡市教育委員会事務局事務専決規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・ 21
- 静岡市就学指導委員会規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
- 静岡市博物館の登録に関する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31

**告 示**

○静岡市会計規則第96条第2項の規定による静岡市指定金融機関等を定めた告示の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33

＜本号で登載された条例のあらまし＞

◇ 静岡市特別職の職員の給与の特例に関する条例（平成27年静岡市条例第2号）

市長及び副市長の給料月額の一部を減額するため、本条例を制定することとした。

◇ 静岡市篤志奨学基金条例の一部を改正する条例（平成27年静岡市条例第3号）

篤志家からの寄附を基金に積み立てるため、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（平成27年静岡市条例第4号）

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の正誤に対応するため、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市職員退職年金等支給条例及び退職年金及び遺族年金の額の改定に関する条例を廃止する条例（平成27年静岡市条例第5号）

条例の適用対象者がなくなったため、本条例を廃止することとした。

**条 例**

静岡市特別職の職員の給与の特例に関する条例をここに公布する。

平成27年 2月16日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第2号

静岡市特別職の職員の給与の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、静岡市特別職の職員の給与に関する条例（平成15年静岡市条例第47号。

以下「特別職の給与条例」という。）及び静岡市長の給与の特例に関する条例（平成23年静岡

市条例第28号。以下「市長給与特例条例」という。)に基づく給料の額の特例について定めるものとする。

(給料の額の特例)

第2条 特別職の給与条例第3条に規定する特別職の職員の給料月額のうち、市長及び副市長の受ける給料月額については、1箇月の間、同条及び市長給与特例条例第1条の規定にかかわらず、特別職の給与条例第3条に規定する給料月額から当該額に市長にあつては10分の3を、副市長にあつては10分の1を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、特別職の給与条例に定める退職手当の額の算出の基礎となる給料月額については、この限りでない。

附 則

この条例は、平成27年3月1日から施行する。

静岡市篤志奨学基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年2月23日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第3号

静岡市篤志奨学基金条例の一部を改正する条例

静岡市篤志奨学基金条例（平成15年静岡市条例第101号）の一部を次のように改正する。

別表中

積志工業社奨学基金	19,000,000円	を
積志工業社奨学基金	20,000,000円	に、
静岡・静岡葵・静岡橘・静岡青葉・静岡芙	350,000円	

「 蓉ライオンズクラブ奨学基金」を

静岡・静岡葵・静岡橘・静岡青葉・静岡芙蓉ライオンズクラブ奨学基金	350,000円	に
吉田榮司奨学基金	10,000,000円	
佐藤眞杉奨学基金	1,000,000円	

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

静岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年2月23日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第4号

静岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

静岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年静岡市条例第108号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第15条第1項」の次に「、第2項」を加える。

第48条中「小規模型事業所内保育事業所」と、「」の次に「同条第1号中」を加える。

附則第2条中「第23条第1項」を「第23条第1項本文」に、「第34条第1項」を「第34条第1項本文」に、「第44条第1項」を「第44条第1項本文」に改める。

附則第4条の見出し中「小規模保育事業B型」を「小規模保育事業B型等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

静岡市職員退職年金等支給条例及び退職年金及び遺族年金の額の改定に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

平成27年2月23日

静岡市長 田 辺 信 宏

#### 静岡市条例第5号

静岡市職員退職年金等支給条例及び退職年金及び遺族年金の額の改定に関する条例を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 静岡市職員退職年金等支給条例（昭和29年静岡市条例第29号）
- (2) 退職年金及び遺族年金の額の改定に関する条例（昭和42年静岡市条例第37号）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

## 規 則

#### 静岡市規則第3号

静岡市世界遺産三保松原保全活用条例施行規則をここに制定する。

平成27年2月18日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市世界遺産三保松原保全活用条例施行規則  
(趣旨)

第1条 この規則は、静岡市世界遺産三保松原保全活用条例（平成26年静岡市条例第137号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（立入検査の同意の取得の手続等）

第2条 市長は、条例第8条第2項の規定により土地の所有者又は管理者の同意を得ようとするときは、立入検査同意書（様式第1号）の提出を求めるものとする。ただし、市長が適当であると認める場合は、口頭により同意を得ることができる。

（立入検査証）

第3条 市長は、条例第8条第2項の規定により立入検査をさせる者に対し、立入検査証（様式第2号）を交付するものとし、その交付を受けた者は、立入検査の際、これを携帯し、関係者の請求があったときは、提示しなければならない。

（勧告手続）

第4条 条例第8条第4項の規定による土地の所有者又は管理者に対する勧告は、保全勧告書（様式第3号）の交付により行うものとする。

（世界遺産三保松原巡視員の身分証明証）

第5条 市長は、条例第9条第1項の世界遺産三保松原巡視員に対し、身分証明証（様式第4号）を交付するものとし、その交付を受けた者は、同条第2項の規定による巡視の際、これを携帯し、関係人の請求があったときは、提示しなければならない。

（雑則）

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成27年2月23日から施行する。

【様式は掲載省略】

---

静岡市規則第4号

静岡市職員退職年金等支給条例施行規則を廃止する規則をここに制定する。

平成27年2月23日

静岡市長 田 辺 信 宏

## 静岡市職員退職年金等支給条例施行規則を廃止する規則

静岡市職員退職年金等支給条例施行規則（昭和36年静岡市規則第32号）は、廃止する。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 静岡市規則第5号

静岡市自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成27年3月1日

静岡市長 田 辺 信 宏

## 静岡市自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市自転車等駐車場条例施行規則（平成15年静岡市規則第227号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「次の各号に掲げる駐車場の区分に応じ、当該各号に定める書類」を「定期駐車票（様式第3号）」に改め、同項各号を削り、同条第5項中「又は定期使用証」を削る。

第5条中「及び静岡市東静岡駅北口自転車等駐車場」を「、静岡市東静岡駅北口自転車等駐車場及び静岡市安倍川駅西口自転車等駐車場」に改める。

## 様式第1号中

「

利用を希望する自転車等 駐車場（○で囲む。）	青葉通り・追手町・黒金町西第1・黒金町西第2・ 黒金町東第1・黒金町東第2・東静岡駅北口・森下 町・清水駅西口第1・清水駅東口・草薙駅前西・由 比駅前
---------------------------	--

を

」

「

利用を希望する自転車等	青葉通り・追手町・黒金町西第1・黒金町西第2・ 黒金町東第1・黒金町東第2・東静岡駅北口・森下
-------------	--

に

駐車場（○で囲む。）	町・安倍川駅西口・清水駅西口第1・清水駅東口・ 草薙駅前西・由比駅前
------------	---------------------------------------

」

改める。

様式第2号その1及びその2中「及び東静岡駅北口自転車等駐車場」を「、東静岡駅北口自転車等駐車場及び安倍川駅西口自転車駐車場」に改める。

様式第4号を次のように改める。

様式第4号 削除

様式第6号中

「

再交付を要する書類（番号 を○で囲む。）	1 定期利用カード 2 定期駐車券 3 定期使用証
-------------------------	---------------------------------

を

」

「

再交付を要する書類（番号 を○で囲む。）	1 定期利用カード 2 定期駐車票
-------------------------	----------------------

に

」

改める。

様式第8号中「及び東静岡駅北口自転車等駐車場」を「、東静岡駅北口自転車等駐車場及び安倍川駅西口自転車駐車場」に改める。

様式第12号中

「

利用している駐車場（○で囲む。）	青葉通り・追手町・黒金町西第1・黒金町西第 2・黒金町東第1・黒金町東第2・東静岡駅北口・ 森下町・清水駅西口第1・清水駅東口・草薙駅前 西・由比駅前
------------------	--

を

」



「

利用している駐車場(○で囲む。)	青葉通り・追手町・黒金町西第1・黒金町西第2・黒金町東第1・黒金町東第2・東静岡駅北口・森下町・安倍川駅西口・清水駅西口第1・清水駅東口・草薙駅前西・由比駅前
------------------	---

に

」

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市自転車等駐車場条例施行規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、これを調整して使用することができる。

## 人事委員会規則

静岡市人事委員会規則第1号

静岡市職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成27年3月13日

静岡市人事委員会

委員長 居城 舜子

静岡市職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

静岡市職員の任用に関する規則（平成17年静岡市人事委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中第4号を削り、第5号を第4号とする。

第6条第2項及び第26条第1項中「すべて」を「全て」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

---

静岡市人事委員会規則第2号

静岡市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成27年3月13日

静岡市人事委員会

委員長 居 城 舜 子

静岡市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則の一部を改正する規則

静岡市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則（平成17年静岡市人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

別表中「(主任である主事、技師、司書、学芸員、診療情報管理士及び医療映像技師の職を除く。)」を削り、「主査及び主任の保育士」を「係長、副主幹及び主査」に、「科長」を「課長、担当課長、科長」に、「及び看護師長」を「、看護師長及び参事」に、「参事」を「課長、担当課長及び参事」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

---

静岡市人事委員会規則第3号

静岡市職員の初任給、昇格及び昇給に関する規則及び静岡市教育職員の初任給、昇格及び昇給に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成27年3月13日

静岡市人事委員会

委員長 居 城 舜 子

静岡市職員の初任給、昇格及び昇給に関する規則及び静岡市教育職員の初任給、昇格及び昇給に関する規則の一部を改正する規則

(静岡市職員の初任給、昇格及び昇給に関する規則の一部改正)

第1条 静岡市職員の初任給、昇格及び昇給に関する規則(平成17年静岡市人事委員会規則第25号)の一部を次のように改正する。

第38条第1項中「専従許可を」を「地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第55条の2第1項ただし書の許可(以下「専従許可」という。)を」に改める。

別表第1(1)行政職給料表級別職務分類表中

「

3級	1 係長、副主幹及び主査の職務 2 静岡斎場長、清水斎場長及び庵原斎場長の職務 3 登呂博物館、学校給食センター、井川少年自然の家及び清水和田島少年自然の家の次長の職務 4 図書館(中央図書館、南部図書館及び清水中央図書館を除く。)の館長の職務 5 副園長及び主任の保育士の職務 6 主任指導員の労務職員の職務 7 消防司令及び消防司令補の職務
4級	1 課長補佐、所長補佐、次長補佐、園長補佐及び場長補佐の職務 2 副参事の職務 3 主幹の職 4 室長、場長、所長、館長、東京事務所次長及び中央図書館の副館長の職務 5 園長の職務 6 消防局の課長補佐、室長及び主幹並びに消防署の主幹である消防司令の職務
5級	1 課長、担当課長及び参事の職務 2 地域活性化事業推進本部次長、東京事務所長、公営競技事務所次長、市税事務所長、消費生活センター所長、井川支所長、日本平動

を

	<p>物園長、環境保健研究所長、地域リハビリテーション推進センター所長、児童相談所長、動物指導センター所長、こころの健康センター所長、看護専門学校事務長、市場長、経済事務所長、都市計画事務所長、土木事務所長、支所長、蒲原出張所長、教育センター所長、中央図書館長、高等学校事務長及び区会計管理者の職務</p> <p>3 事務局次長並びに区選挙管理委員会の事務局長及び事務局次長の職務</p> <p>4 消防監及び消防司令長の職務</p>
--	---

「

3級	<p>1 係長、副主幹及び主査の職務</p> <p>2 消費生活センターの所長、静岡斎場、清水斎場及び庵原斎場の場長、登呂博物館次長並びに土木センターの所長の職務</p> <p>3 学校給食センター、井川少年自然の家及び清水和田島少年自然の家の次長の職務</p> <p>4 図書館（中央図書館、南部図書館及び清水中央図書館を除く。）の館長の職務</p> <p>5 副園長及び主任の保育士の職務</p> <p>6 主任指導員の労務職員の職務</p> <p>7 消防司令及び消防司令補の職務</p>
4級	<p>1 課長補佐、所長補佐、次長補佐、園長補佐及び場長補佐の職務</p> <p>2 副参事の職務</p> <p>3 主幹の職務</p> <p>4 室長、場長、所長、館長、東京事務所次長、シティプロモーション東京本部次長及び中央図書館の副館長の職務</p> <p>5 園長の職務</p> <p>6 消防局の課長補佐、室長及び主幹並びに消防署の主幹である消防司令の職務</p>
5級	<p>1 課長の職務</p> <p>2 危機管理総室次長、東京事務所長、公営競技事務所次長、市税事</p>

に、

	<p>務所長、井川支所長、家康公四百年祭事業推進本部次長、日本平動物園長、シティプロモーション東京本部長、環境保健研究所長、地域リハビリテーション推進センター所長、児童相談所長、動物指導センター所長、こころの健康センター所長、看護専門学校事務長、市場長、経済事務所長、都市計画事務所長、土木事務所長、支所長、蒲原出張所長、教育センター所長、中央図書館長、高等学校事務長及び区会計管理者の職務</p> <p>3 担当課長及び参事の職務</p> <p>4 事務局次長並びに区選挙管理委員会の事務局長及び事務局次長の職務</p> <p>5 消防監及び消防司令長の職務</p>
--	--

」

「

7級	<p>1 部長、副区長、地域活性化推進本部長代理及び担当部長の職務</p> <p>2 理事の職務</p> <p>3 事務局長及び会計室長の職務</p> <p>4 消防正監並びに高度の知識及び経験を要する署長である消防監の職務</p>
8級	<p>1 市理事、地域活性化事業推進本部長、局長、区長、統括監、会計管理者及び教育次長の職務</p> <p>2 消防司監</p>

を

」

「

7級	<p>1 局次長、部長、副区長、危機管理総室長及び家康公四百年祭事業推進本部長の職務</p> <p>2 担当部長、調整監及び理事の職務</p> <p>3 事務局長及び会計室長の職務</p> <p>4 消防正監並びに高度の知識及び経験を要する署長である消防監の職務</p>
8級	<p>1 市理事、局長、区長、統括監及び会計管理者の職務</p>

に

	2 消防司監の職務
--	-----------

改め、別表第1（2）医療職給料表（1）級別職務分類表中

2級	1 診療技監、副室長、副所長、科長、課長、担当課長、参事、主幹、診療所長及び医長の職務 2 高度の知識及び経験を要する医師及び歯科医師の職務
3級	1 局長、部長、病院長、病院参与、副病院長、診療部長、病院事業管理室長、医療安全管理室長、教育研修管理室長、感染防止対策室長、治験管理室長、消化器総合センター所長、ハートセンター所長、看護専門学校の校長、こころの健康センター所長、保健所長、担当部長、理事及び参与の職務 2 高度の知識及び経験を要する診療技監、副室長、副所長、科長、課長、保健所清水支所長、担当課長、参事、主幹、診療所長及び医長の職務

2級	1 診療技監、副室長、副所長、科長、課長、担当課長、参事、主幹、診療所長、障害者歯科保健センターの所長及び医長の職務 2 高度の知識及び経験を要する医師及び歯科医師の職務
3級	1 局長、局次長、部長、病院長、病院参与、副病院長、診療部長、病院事業管理室長、教育研修・病院事業管理室長、医療安全管理室長、教育研修管理室長、感染防止対策室長、治験管理室長、消化器総合センター所長、ハートセンター所長、看護専門学校の校長、こころの健康センター所長、保健所長、担当部長、理事及び参与の職務 2 高度の知識及び経験を要する診療技監、副室長、副所長、科長、課長、保健所清水支所長、担当課長、参事、主幹、診療所長、障害者歯科保健センターの所長及び医長の職務

改め、別表第1（3）医療職給料表（2）級別職務分類表中

「

4級	1 局長、部長、担当部長、理事、参与、薬剤部長、医療技術部長、病院技監及び看護専門学校副校長の職務
	2 科長、技監、副室長、課長、担当課長、参事、日本平動物園長、環境保健研究所長及び動物指導センター所長の職務

を

「

4級	1 局長、局次長、部長、担当部長、理事、参与、薬剤部長、医療技術部長、病院技監及び看護専門学校副校長の職務
	2 科長、技監、副室長、課長、担当課長、参事、日本平動物園長、環境保健研究所長及び動物指導センター所長の職務

に

改め、別表第1(4)医療職給料表(3)級別職務分類表(保健師を除く。)中

「

5級	看護部長、病院技監、看護専門学校の校長及び副校長の職務
----	-----------------------------

を

「

5級	副病院長、看護部長、病院技監、看護専門学校の校長及び副校長の職務
----	----------------------------------

に

改め、別表第1(5)医療職給料表(3)級別職務分類表(保健師に限る。)中

「

4級	1 課長、担当課長及び参事の職務
	2 副参事の職務
	3 課長補佐、主幹及び所長の職務
	4 係長及び副主幹の職務
	5 高度の知識及び経験を要する主任の保健師の職務
	6 特に高度の知識及び経験を要する保健師の職務

を

」

「

4級	1 課長、担当課長及び参事の職務
	2 副参事の職務
	3 課長補佐及び主幹の職務
	4 係長、副主幹及び所長の職務
	5 高度の知識及び経験を要する主任の保健師の職務
	6 特に高度の知識及び経験を要する保健師の職務

に

」

改める。

別表第3 学歴免許等資格区分表短大卒の部短大2卒の項(5)中「保育師養成所」を「保育士養成所」に改める。

(静岡市教育職員の初任給、昇格及び昇給に関する規則の一部改正)

第2条 静岡市教育職員の初任給、昇格及び昇給に関する規則(平成17年静岡市人事委員会規則第26号)の一部を次のように改正する。

別表第1その1中

「

3級	(1) 高等学校の副校長及び教頭の職務
	(2) 教育委員会事務局等の課長補佐、主幹、係長及び副主幹の職務
	(3) 所長の職務
	(4) 教育センター所長補佐の職務
	(5) 相当困難な業務を処理する教育委員会事務局等の管理主事(主席を含む。)、指導主事(主席を含む。)及び社会教育主事(主席を含む。)の職務
4級	(1) 高等学校の校長の職務
	(2) 教育委員会事務局の教育次長、部長、理事及び参与の職務
	(3) 教育委員会事務局の課長、担当課長及び参事の職務
	(4) 教育センター所長の職務

を

」

「

3級	(1) 高等学校の副校長及び教頭の職務
----	---------------------



	(2) 教育委員会事務局等の課長補佐、主幹、係長及び副主幹の職務 (3) 室長及び所長の職務 (4) 教育センター所長補佐の職務 (5) 相当困難な業務を処理する教育委員会事務局等の管理主事（主席を含む。）、指導主事（主席を含む。）及び社会教育主事（主席を含む。）の職務	に
4級	(1) 高等学校の校長の職務 (2) 教育委員会事務局の局長、局次長、理事及び参与の職務 (3) 教育委員会事務局の課長、担当課長及び参事の職務 (4) 教育センター所長の職務	

改める。

別表第3学歴免許等資格区分表2短大卒の部2短大2卒の項（5）中「保育師養成所」を「保育士養成所」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

#### 静岡市人事委員会規則第4号

静岡市人事委員会事務局事務専決規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成27年3月13日

静岡市人事委員会

委員長 居城 舜子

静岡市人事委員会事務局事務専決規則の一部を改正する規則

静岡市人事委員会事務局事務専決規則（平成17年静岡市人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中「部長等共通」を「局次長等共通」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

---

静岡市人事委員会規則第5号

静岡市人事委員会公印規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成27年3月13日

静岡市人事委員会

委員長 居城 舜子

静岡市人事委員会公印規則の一部を改正する規則

静岡市人事委員会公印規則（平成17年静岡市人事委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「ひな型」を「ひな形」に改める。

第5条中「経営管理局行政管理部行政管理課長」を「総務局行政管理課長」に改める。

別表第1中「ひな型番号」を「ひな形番号」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

---

## 教育委員会規則

静岡市教育委員会規則第3号

静岡市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成27年3月11日

静岡市教育委員会

委員長 高野 康代

静岡市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則

静岡市教育委員会事務局事務分掌規則（平成17年静岡市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「法」という。）第18条第2項」を「）第17条第2項」に改める。

第2条第1項中「教育部」を「教育局」に改め、同条第2項中「教育部」を「教育局」に改め、「掲げる係」の次に「、室」を加え、同項の表中

「

課名	係又はセンター名	を
----	----------	---

」

「

課名	係、室又はセンター名	に、
----	------------	----

」

「

教職員課	管理係 人事課係 給与係 教師塾係	を
------	-------------------	---

」

「

教職員課	管理係 人事課係 給与係 教師塾係 県費教職員権限移譲準備室	に
------	--------------------------------	---

」

改める。

第3条教育総務課の所掌事務中（28）を削り、（27）を（28）とし、（3）から（26）までを（4）から（27）までとし、（2）の次に次のように加える。

（3）総合教育会議に関する事務局内の連絡調整に関すること。

第3条教育総務課の所掌事務（34）中「部」を「教育局」に改める。

第3条教職員課の所掌事務（16）中「静岡熱血教師塾」を「しずおか教師塾」に改め、同所掌事務に次のように加える。

（17）県費教職員に係る権限移譲の準備に関すること。

第3条学校教育課の所掌事務（5）中「幼稚園教育」を「幼児教育」に改め、同所掌事務に次のように加える。

（23）いじめ問題対策連絡協議会に関すること。

第3条学事課の所掌事務（3）中「就学、就園等」を「就学等」に改める。

第4条の見出しを「（局長等）」に改め、同条第1項中「事務局に教育次長を、教育部に部長」を「教育局に局長及び局次長」に改め、「課長補佐を」の次に「、室に室長を」を加え、同条第

2項中「教育次長、部長」を「局長、局次長」に改め、「課長補佐」の次に「、室長」を加え、同条第3項中「教育次長、部長」を「局長、局次長」に改め、「課長補佐」の次に「、室長」を加え、「事務局、課又はセンター若しくは」を「教育局、課、室、センター又は」に改める。

第5条第1項中「事務局」を「教育局」に改める。

第8条第1項中「事務局」を「教育局」に改め、「、教育部に部付を」を削り、同条第2項中「、部付」を削る。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(旧教育長が在職する間の読替え)

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項に規定する旧教育長が、同項の規定により在職する間は、第1条中「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第17条第2項」とあるのは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第2項の規定によりなおその効力を有する同法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第18条第2項」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

---

#### 静岡市教育委員会規則第4号

静岡市教育委員会教育長事務専決規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成27年3月11日

静岡市教育委員会

委員長 高野 康 代

静岡市教育委員会教育長事務専決規則の一部を改正する規則

静岡市教育委員会教育長事務専決規則（平成15年静岡市教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「、園長」を削り、同条第10号を次のように改める。

(10) 社会教育委員及び附属機関（法律に定めるものに限る。）の委員の委嘱及び解嘱並びに任

命及び解任に関すること。

第2条第18号中「申し出る」を「述べる」に改め、同条に次の1号を加える。

(19) 幼保連携型認定こども園について意見を述べること。

第5条中「教育次長」を「教育局長」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条第18号の改正規定及び同条に1号を加える改正規定は、公布の日から施行する。

---

#### 静岡市教育委員会規則第5号

静岡市教育委員会事務局事務専決規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成27年3月11日

静岡市教育委員会

委員長 高野 康 代

#### 静岡市教育委員会事務局事務専決規則の一部を改正する規則

静岡市教育委員会事務局事務専決規則（平成15年静岡市教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「教育部」を「教育局」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 局長 事務分掌規則第4条第1項に規定する局長をいう。

第2条第3号中「部長」を「局次長」に改める。

第2条第6号を次のように改める。

(6) 室長等 事務分掌規則第4条第1項に規定する室長及び所長をいう。

第2条第7号から第11号までを削る。

第3条を削る。

第4条中「次長、部長」を「局長、局次長」に、「所長」を「室長等」に改め、「園長」を削り、「専決処理させる」を「専決させる」に改め、同条を第3条とする。

第5条第1項中「専決できる」を「専決することができる」に改め、同条第2項中「専決ができる」を「専決することができる」に改め、同条を第4条とし、第6条を第5条とする。

第7条中「第5条」を「第4条」に改め、同条を第6条とする。

第8条第2項中「次長、部長」を「局長、局次長」に改め、同条を第7条とする。

第9条第1項の表中

「

教育長	次長	を
次長	部長	
部長	主務課長	

」

「

教育長	局長	に、
局長	局次長	
局次長	主務課長	

」

「

小学校長、中学校長及び園長	教頭、校務主任、分校主任又は園務主任	を
---------------	--------------------	---

」

「

小学校長及び中学校長	教頭、校務主任又は分校主任	に
------------	---------------	---

」

改め、同条を第8条とする。

第10条中「その者の」を削り、同条を第9条とし、第11条を第10条とし、第12条を第11条とする。

別表中「第5条関係」を「第4条関係」に改め、同表の1 共通専決事項（1）一般に関する事項の表中

「

専決事項	専決者	次長	部長	課長共通	所長共通 (所長を置かない課にあつては課長共通)	を

」

「

専決者	局長	局次長	課長共通	室長等共通 (室長等を置かない課にあつては課長共通)	に
専決事項					

」

改め、同1 共通専決事項（2）人事に関する事項の表中

「

専決者	次長	部長	課長共通	を
専決事項				

」

「

専決者	局長	局次長	課長共通	に、
専決事項				

」

「

5 市内の出張を命令し、又は復命を受けること。	次長	部長、理事及び参与	課長及び担当課長その他の所属職員	を
6 5に掲げる出張以外の出張を命令し、又は復命を受けること。	部長	理事、参与及び課長	担当課長その他の所属職員	

」

「

5 市内の出張を命令し、又は復命を受けること。	局長	局次長、理事及び参与	課長及び担当課長その他の所属職員	に、
6 5に掲げる出張	局次長	理事、参与及び課長	担当課長その他の所	

」

張以外の出張を命令し、又は復命を受けること。			属職員
------------------------	--	--	-----

「

8 休暇（職員の組合休暇及び介護休暇を除く。）及び欠勤に関する こと。	部長	理事、参与及び課長	担当課長その他の所属職員
9 週休日の指定、その振替並びに勤務時間の割振り及び半日勤務時間の割振り変更並びに代休日の指定に関する こと。	部長	理事、参与及び課長	担当課長その他の所属職員

を

「

8 休暇（職員の組合休暇及び介護休暇を除く。）及び欠勤に関する こと。	局次長	理事、参与及び課長	担当課長その他の所属職員
9 週休日の指定、その振替並びに勤務時間の割振り及び半日勤務時間の割振り変更並びに代休日	局次長	理事、参与及び課長	担当課長その他の所属職員

に



の指定に関する  
こと。

改め、別表の2個別専決事項教育総務課に関する事項の表中

「

専決事項	専決者	部長	課長
------	-----	----	----

を

「

専決事項	専決者	局次長	課長
------	-----	-----	----

に

改め、同2個別専決事項教職員課に関する事項の表中

「

専決事項	専決者	部長	課長
------	-----	----	----

を

「

専決事項	専決者	局次長	課長
------	-----	-----	----

に、

<p>6 校長（高等学校を除く。）又は園長の年次有給休暇、病気休暇及び特別休暇の承認に関する事。</p>	○	を
<p>7 学校職員（校長又は園長を除く。）の病気休暇及び特別休暇が、週休日を除き、引き続き7日以上にわたり、又は正常な業務運営を阻害するおそれがある場合の承認をすること。</p>	○	

<p>6 校長（高等学校を除く。）の年次有給休暇、病気休暇及び特別休暇の承認に関する事。</p>	○	に、
<p>7 学校職員（校長を除く。）の病気休暇及び特別休暇が、週休日を除き、引き続き7日以上にわたり、又は正常な業務運営を阻害するおそれがある場合の承認をすること。</p>	○	

<p>9 園長の出張を命令し、復命を受ける事。</p>	○	を
<p>10 出張が引き続き7日以上にわたる場合の承認に関する事。</p>	○	
<p>11 学校及び幼稚園の主任等の任命に関する事。</p>	○	
<p>12 定例的に行われる給料その他の給与の支給に関する事（教育委員会が定めるものを除く。）。</p>	○	
<p>13 定まった標準のある教職員の職務</p>	○	

に専念する義務の免除を承認すること（教育委員会が定めるものを除く。）。		
14 地方公務員法第38条第1項の営利企業等への従事制限の解除に関すること（学校職員に限る。）。		○
15 副校長以下の教職員に対する職員研修を実施すること。		○

」

「

9 出張が引き続き7日以上にわたる場合の承認に関すること。		○
10 学校の主任等の任命に関すること。		○
11 定例的に行われる給料その他の給与の支給に関すること（教育委員会が定めるものを除く。）。		○
12 定まった標準のある教職員の職務に専念する義務の免除を承認すること（教育委員会が定めるものを除く。）。		○
13 地方公務員法第38条第1項の営利企業等への従事制限の解除に関すること（学校職員に限る。）。		○
14 副校長以下の教職員に対する職員研修を実施すること。		○

に

」

改め、同2個別専決事項教育施設課に関する事項の表中

「

専決者	部長	課長	を
専決事項			

」

「

専決者	局次長	課長	に
専決事項			

」

「

2 施設又は設備の亡失又はき損について指示をすること。		○	を

」

「

2 施設又は設備の亡失又は毀損について指示をすること。		○	に

」

改め、同2個別専決事項学事課に関する事項の表中

「

専決者	部長	課長	を
専決事項			

」

「

専決者	局次長	課長	に
専決事項			

」

改め、同2個別専決事項学校給食課に関する事項の表中

「

専決者	部長	課長	を
専決事項			

」

「

専決者	局次長	課長
専決事項		

」

改め、別表の3高等学校長、高等学校副校長及び高等学校事務長の専決事項の表中

「

高等学校副校長及び高等学校事務長	1 共通専決事項のうち(1)一般に関する事項の 所長共通事項
------------------	-----------------------------------

」

「

高等学校副校長及び高等学校事務長	1 共通専決事項のうち(1)一般に関する事項の 室長等共通事項
------------------	------------------------------------

」

改め、別表の4小学校長、中学校長及び園長の専決事項の表を次のように改める。

4 小学校長及び中学校長の専決事項

専決者	専決事項
小学校長及び中学校長	1 共通専決事項(1)一般に関する事項のうち、課長共通又は室長等共通の専決事項3、5、6、8から11まで、15、16、20から23まで、25、27及び28に規定するもの 2 共通専決事項(2)人事に関する事項のうち、課長共通の専決事項3及び5から7までに規定するもの 3 県費負担の学校職員の扶養親族の認定をすること。 4 県費負担の学校職員の住居手当及び通勤手当の確認並びに決定をすること。 5 定まった標準のある教職員の職務に専念する義務の免除を承認すること(教育委員会が定めるものに限る。) 6 学校施設に係る2日以内の目的外使用(公職選挙法に基づくものを除く。)の許可をすること。 7 1から6までに掲げるもののほか、校長の権限に属するものを除き、教育委員会規則その他の規程により教育委員会等

が、校長が行うものと定めたもの
-----------------

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項に規定する旧教育長が、同項の規定により在職する間は、改正前の静岡市教育委員会事務局事務専決規則第3条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条中「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号、以下「法」という。」とあるのは「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第2項の規定によりなおその効力を有する同法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）」と、「次長」とあるのは「局長」と読み替えるものとする。

## 静岡市教育委員会規則第6号

静岡市就学指導委員会規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成27年3月11日

静岡市教育委員会

委員長 高野康代

## 静岡市就学指導委員会規則の一部を改正する規則

静岡市就学指導委員会規則（平成15年静岡市教育委員会規則第35号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

## 静岡市就学支援委員会規則

第1条中「・児童及び生徒の就学指導の適正を期するため静岡市就学指導委員会」を「、児童及び生徒に対する障害の種類、程度等に応じた就学に係る支援（以下「就学支援」という。）をより適切に行うため、静岡市就学支援委員会」に改める。

第2条第1号を次のように改める。

- (1) 幼稚園、保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園（第3号において「認定こども園」という。）、小学校又は中学校からの依頼に基づく障害のある幼児、児童及び生徒の適切な就学先に係る審議に関すること。

第2条第2号中「就学指導」を「就学支援」に改め、同条第3号中「就学指導」を「就学支援」に改め、「保育所」の次に「認定こども園」を加え、同条第4号中「就学指導」を「前条の目的を達成するため」に改める。

第8条第1項中「専門事項を調査するために」を「就学支援に関する専門事項を調査するために、」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

### 静岡市教育委員会規則第7号

静岡市博物館の登録に関する規則をここに制定する。

平成27年3月11日

静岡市教育委員会

委員長 高野 康 代

#### 静岡市博物館の登録に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第16条の規定に基づき、博物館の登録に関し必要な事項を定めるものとする。

(登録原簿)

第2条 法第10条の規定により静岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に備える博物館登録原簿は、様式第1号によるものとする。

(博物館登録申請書)

第3条 法第11条第1項の規定による登録申請書は、公立博物館にあつては公立博物館登録申

請書（様式第2号）に、私立博物館にあっては私立博物館登録申請書（様式第3号）によるものとする。

（審査）

第4条 教育委員会は、法第12条の規定による登録要件の審査に当たっては、必要に応じ、実地調査、学識経験者からの意見の聴取等を行うものとする。

（登録申請者への通知）

第5条 法第12条の規定による博物館登録原簿に登録した旨の通知は博物館登録通知書（様式第4号）に、同条の規定による登録しない旨の通知は博物館非登録通知書（様式第5号）によるものとする。

（登録事項等の変更の届出）

第6条 法第13条第1項の規定による博物館の登録事項等の変更の届出は、博物館登録事項等変更届（様式第6号）により直ちに行うものとする。ただし、博物館資料の目録の軽微な変更については、毎年9月末日及び3月末日までに届け出るものとする。

（登録の取消し）

第7条 第4条の規定は、法第14条第1項の規定による登録の取消しに係る審査について準用する。

2 法第14条第2項の規定による通知は、博物館登録取消通知書（様式第7号）によるものとする。

（廃止の届出）

第8条 法第15条第1項の規定による届出は、博物館廃止届（様式第8号）によるものとする。

（公示）

第9条 教育委員会は、次に掲げる事由が生じたときは、その都度公示するものとする。

- （1）法第10条の規定による登録をしたとき。
- （2）法第13条第2項の規定による変更登録をしたとき。
- （3）法第14条第1項の規定による登録の取消しをしたとき。
- （4）法第15条第2項の規定による登録の抹消をしたとき。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

【様式は掲載省略】



**告 示**

静岡市告示第98号

静岡市会計規則第96条第2項の規定による静岡市指定金融機関等を定めた告示（平成15年静岡市告示第6号）の一部を次のように改正する。

平成27年2月17日

静岡市長 田 辺 信 宏

2 静岡市指定代理金融機関の表中

「

株式会社名古屋銀行 静岡支店	静岡市葵区追手町1番6号	本店、支店及び出張所
----------------	--------------	------------

を

」

「

株式会社名古屋銀行 静岡支店	静岡市葵区御幸町4番地の1	本店、支店及び出張所
----------------	---------------	------------

に

」

改める。

附 則

この告示は、平成27年3月9日から施行する。